

(別紙) 健康食品に係る措置

## ○ 排除命令

処分年月日	事件名等	事件の概要
平成 21 年 2 月 3 日	<p>シャンピニオンエキスによる口臭、体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品の製造販売業者 7 社に対する排除命令について</p> <p>平成 21 年(排)第 7 号 株式会社健康の社 平成 21 年(排)第 8 号 株式会社ベンチャーバンク 平成 21 年(排)第 9 号 株式会社協和 平成 21 年(排)第 10 号 株式会社ディーエイチシー 平成 21 年(排)第 11 号 グリーンハウス株式会社 平成 21 年(排)第 12 号 株式会社デイ・シー・エス 平成 21 年(排)第 13 号 原澤製薬工業株式会社</p>	<p>7 社は、それぞれ、下記の商品を直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージ、通信販売用カタログ、新聞広告、新聞折り込みチラシ及びインターネット上のウェブサイトにおいて、あたかも、当該商品を摂取することにより、口臭、体臭及び便臭を消すかのように示す表示を行っているが、当委員会が 7 社に対し当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、7 社は、期限内に資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>本件対象商品は、いずれも、錠剤又はカプセル状の食品であり、水と共に 1 日に 3 粒から 6 粒程度を摂取することにより、口臭、体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品である。</p>
平成 20 年 4 月 1 日	<p>デトックスによる痩身効果を標ぼうする商品の販売業者 2 社に対する排除命令</p> <p>平成 20 年(排)第 26 号 株式会社ウィズダムコーポレーション 平成 20 年(排)第 27 号 株式会社ビューティーサイエンス研究所</p>	<p>2 社は、それぞれ、下記の商品を一般消費者に販売するに当たり、ウェブサイト又は新聞折り込みチラシにおいて、あたかも、当該商品を摂取すること又は煎じて飲用することにより、含有成分のゲルマニウムによるデトックス効果によって、体内に蓄積した老廃物を排出させるなどして痩身効果が得られるかのように示す表示を行っているが、当委員会が 2 社に対し当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、株式会社ウィズダムコーポレーションは、期限内に表示の一部に係る資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであり、その他の表示に係る資料の提出はなく、また、株式会社ビューティーサイエンス研究所からは期限内に資料の提出がなかった。</p> <p>本件対象商品は、いずれも、当該商品を①摂取する(粒状タイプ)又は②煎じて飲用する(茶葉タイプ)ことにより、含有成分のゲルマニウムによるデトックス効果によって、体内の老廃物を排出させるなどして痩身効果が得られること等を標ぼうする商品である。</p>
平成 18 年 12 月 13 日	<p>アントシアニンを含有する食品の販売業者 3 社に対する排除命令</p> <p>平成 18 年(排)第 30 号 有限会社ティー・アンド・エフ 平成 18 年(排)第 31 号 株式会社ウインズインターナショナル 平成 18 年(排)第 32 号 株式会社メディカルコスメティクスジャパン</p>	<p>(ティー・アンド・エフ) アントシアニンを含有する食品を販売するに当たり、当該食品に含まれるブルーベリーエキスの 36 パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように表示していたが、実際には、当該食品に含まれるアントシアニンの量は、当該食品に含まれるブルーベリーエキスの 1 パーセント程度にすぎないものであった。</p> <p>表示にかかる食品は、ブルーベリー等の果実に多く含まれる植物成分であって、眼精疲労の改善、視覚機能の向上等に効果があるといわれているアントシアニンを含有する食品である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ブルーベリーエキス(又はビルベリーエキス)とは、ブルーベリー果実(又はビルベリー果実)を精製し粉末にしたものである。</li> </ul>

処分年月日	事件名等	事件の概要
平成 18 年 11 月 14 日	<p>大豆イソフラボン含有食品の 販売業者 2 社に対する排除命令</p> <p>平成 18 年（排）第 28 号 株式会社大機</p> <p>平成 18 年（排）第 29 号 株式会社エープライム</p>	<p>（エープライム）大豆イソフラボン含有食品の販売に当たり、例えば、当該食品の内容を説明したホームページにおいて、大豆イソフラボンの有効性を記載の上、大豆 イソフラボンに含有される栄養成分を説明したホームページにおいて、「1 日当たりの標準摂取量 1 粒」と記載し、大豆イソフラボンの「標準量当たりの数値」について「25mg」と記載することにより、当該食品 1 粒あたりに含まれる大豆イソフラボンの量が 25 ミリグラムであるかのように表示していたが、実際には、当該食品 1 粒あたりに含まれる大豆イソフラボンの量は、約 0. 025 ミリグラムであり、表示量の 0. 1 パーセント程度にすぎないものであった。</p> <p>本件表示に係る食品は、大豆に含まれる成分であって、一定量の範囲内において、骨粗しょう症の予防や更年期障害の軽減等に有効であるといわれている、大豆イソフラボン含有食品である。</p>
平成 18 年 7 月 13 日	<p>株式会社やずやに対する排除命令</p> <p>平成 18 年（排）第 22 号</p>	<p>一般消費者に「香醋」を含有するカプセル状の食品の販売に当たり、当該商品は、この香醋を「約 20 倍に濃縮して、飲みやすいカプセルにしています」と記載していたが、実際には、当該商品のカプセルに詰められている香ずパウダーに含まれるアミノ酸の重量は、香ずパウダーの約 20 倍の重量に相当する香ずに含まれるアミノ酸の重量の 5 分の 1 程度等であった。</p> <p>同社は、「熟成やずやの香醋」と称するカプセル状の食品（以下「やずやの香醋」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成 18 年 1 月 18 日に一般消費者に配布した新聞折り込みチラシにおいて、次のような表示を行っていた。</p>
平成 17 年 9 月 8 日	<p>バリアスラボラトリーズ株式会社に対する排除命令</p> <p>平成 17 年（排）第 7 号</p>	<p>「BOWS」と称する食品について、あたかも、当該商品を使用することにより、食物の油分の消化吸収が阻止されるかのように、摂取した食物から体内に吸収されるカロリー量が大幅に減少するかのように、BOWS を使用した大部分の者が痩身効果を得られたという調査結果があるかのように、また、当該商品を使用した結果に満足している者が大部分であったという調査結果があるかのように、それぞれ表示していたが、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>
平成 17 年 4 月 18 日	<p>日商ストックマネジメント株式会社に対する排除命令</p> <p>平成 17 年（排）第 5 号</p>	<p>「パーフェクトダイエット」と称する食品について、例えば、あたかも、朝食の替わりとして使用することにより、それ以外の食事を制限することなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように、また、使用したとする者が実際に容易に著しい痩身効果を得た体験をしたかのように、それぞれ表示していたが、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p>日商ストックは、平成 15 年 1 月以降、「パーフェクトダイエット」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、各種雑誌に広告を掲載するとともに、チラシを全国各地の新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み、当該新聞の購読者である一般消費者に配布しているところ、雑誌「アール」平成 16 年 1 月号に掲載した見開きの広告において、次のような表示を行っている。</p>

処分年月日	事件名等	事件の概要
成 16 年 7 月 30 日	株式会社ネビオスに対する排除命令  平成 16 年（排）第 16 号	<p>細粒状の食品について、あたかも、当該商品を使用することにより、摂取した食物から体内に吸収されるカロリーの量が大幅に減少し、食事制限をすることなく 容易に著しい痩身効果が得られるかのように、また、当該商品を使用したとする者が実際に容易に著しい痩身効果を得た体験をしたかのように、それぞれ表示していたが、当該事業者が提出した資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。</p> <p>ネビオスは、「フェミニン」の名称を用いて、平成 15 年 11 月 25 日から平成 16 年 2 月 16 日までの間、「ウエイトダウン」と称する細粒状の食品を一般消費者に販売するに当たり、全国各地の新聞販売店を通じて配布した新聞折り込みチラシにおいて、次のような表示を行っている。</p>
平成 16 年 7 月 29 日	アサヒフードアンドヘルスケア株式会社に対する排除命令  平成 16 年（排）第 14 号	<p>ビタミンCを主成分とした錠剤型の食品について、あたかも、ビタミンCのすべてがアセロラ果実から得られたものであるかのように表示していたが、実際には、ビタミンCの大部分がアセロラ果実から得られたものではなかった。</p> <p>アサヒフードアンドヘルスケア(株)は、「アクティオ アセロラC」と称するビタミンCを主成分とする錠剤型の食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 13 年 10 月ころから平成 16 年 4 月ころまでの間、例えば、包装箱(60粒入りボトルタイプ)において、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 前面に「アセロラ由来の天然ビタミンC」と記載するとともに、アセロラ果実の絵を掲載</li> <li>② ② 右側面にアセロラC 3粒中に含まれるビタミンCが200ミリグラムである旨及び「アセロラ果実エキス800mg（内ビタミンC 200mg含有）」と記載</li> <li>③ 左側面に原材料として「アセロラ果実エキス」と記載していたが、実際には、含有ビタミンCの大部分はアセロラ果実から得られたものではなかった。</li> </ol>
平成 16 年 7 月 29 日	セガミメディクス株式会社及びアサヒフードアンドヘルスケア株式会社に対する排除命令  平成 16 年（排）第 15 号	<p>ビタミンCを主成分とした錠剤型の食品について、あたかも、ビタミンCのすべてがアセロラ果実から得られたものであるかのように表示していたが、実際には、ビタミンCの大部分がアセロラ果実から得られたものではなかった。</p> <p>セガミメディクス(株)及びアサヒフードアンドヘルスケア(株)は、「アセロラビタミンC」と称するビタミンCを主成分とする錠剤型の食品を一般消費者に販売するに当たり、平成 15 年 11 月ころから平成 16 年 4 月ころまでの間、包装袋において、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 前面に「アセロラビタミンC」と大きく記載するとともにアセロラ果実の絵を掲載し、「&lt;3粒中の主成分・配合量&gt;天然由来のビタミンC：200mg」と</li> <li>② 裏面にアセロラビタミンC 3粒中に含まれるビタミンCが200ミリグラムである旨及び「アセロラ果実エキス800mg【内ビタミンC：200mg含有】」と</li> </ol> <p>記載していたが、実際には、含有ビタミンCの大部分はアセロラ果実から得られたものではなかった。</p>

処分年月日	事件名等	事件の概要
平成 16 年 7 月 2 日	<b>有限会社イデアル製薬に対する排除命令</b>  平成16年（排）第11号	<p>錠剤型及びカプセル剤型の食品について、例えば、あたかも、当該商品を使用したとする者が実際に容易に著しい痩身効果を得た体験をしたかのように、また、当該商品を使用した場合に得られるとする痩身効果が臨床試験等によって実証されているかのように、それぞれ表示していたが、当該事業者が提出した資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。</p> <p>イデアル製薬は、「エスビューティーラボ」の名称を用いて、平成 15 年 11 月 25 日から同年 12 月 17 日までの間、「エ ス・スタイル アクティブ」と称する錠剤型の食品及び「エス・スタイル スリープ」と称するカプセル剤型の食品を一般消費者に販売するに当たり、全国各地の新聞販売店を通じて配布した新聞折り込みチラシにおいて、次のような表示を行っている。</p>
平成 14 年 9 月 20 日	<b>株式会社ランディックに対する排除命令</b>  平成 14 年(排)第 24 号	<p>「ダイエットキリエ」と称する顆粒状の食品について、あたかも、当該商品を摂取することにより、格別の食事制限や運動を伴うことなく容易に短期間に著しい 痩身効果が得られるかのように、当該商品が海外の公的研究機関の専門家の推薦を得ているなどと、それぞれ表示しているが、実際には、これらの表示はいずれ も事実と異なるものであった。</p>
平成 14 年 9 月 20 日	<b>銀座薬品工業株式会社に対する排除命令</b>  平成 14 年（排）23 号	<p>「中国宮廷減肥茶」と称する商品について、あたかも、当該商品を摂取することにより、格別の食事制限を伴うことなく、容易に誰にでも著しい痩身効果が得られるなどと表示しているが、実際には、これらの表示は事実と異なるものであり、また、実際の販売価格に比し著しく高い価格を「定価」として表示し、これを 比較対照価格として実際の販売価格に併記しているが、この比較対照価格は、実際に販売されたことのない価格であった。</p>
平成 12 年 12 月 1 日	<b>キューサイ株式会社に対する排除命令</b>  平成 12 年（排）7 号	<p>「キューサイ青汁」と称する商品について、あたかも、優れた栄養成分を有するける 100 パーセント使用したものであるかのように表示していたが、実際には原料にケールのほかキャベツを用いて製造したものであった。</p> <p>キューサイは、平成 1 1 年 1 2 月 7 日ころから同月 2 8 日ころまでの間、原料にケールのほかキャベツを用いたキューサイ青汁を約 8 万 9 〇〇〇 ケース（約 7 5 0 万パック。1 パックは 9 0 ミリリットル入り）製造し、これを同月 1 0 日から平成 1 2 年 1 月 3 1 日までの間販売していたが、当該商品についても、包装袋に「ケール 100%」と表示するとともに、この期間に一般消費者に配布した</p> <p>1 新聞折り込みチラシにおいて、「一日 野菜は 300 必要これはちょうどキャベツの中玉一個にあたります。キューサイ青汁では、コップ一杯（2 パック）で、300 の野菜に匹敵するビタミン・ ミネラルを摂るお手伝いができます。」「青汁は新鮮さが命。だから混ぜものをせず栄養劣化を防ぐ為に、キューサイ青汁はあえて冷凍しています。」「青 汁一杯分（2 パック）と野菜果実との栄養成分比較（スーパー野菜ケールの青汁） ●鉄＝ほうれん草 2 株分・・・●カロチン＝にら 1 束分」等と記載し</p> <p>2 ポスティングはがきにおいて、「スーパー野菜『ケール』・・・ビタミン・ミネラルを始め栄養素を幅広く含んでいるので、青汁の原料に最適です。」「しぼりたて 100%ジュースを冷凍。」等と記載し</p> <p>あたかも優れた栄養成分を有するケールを 1 0 0 パーセント使用しているかのように表示していた。</p>

処分年月日	事件名等	事件の概要
平成10年3月2日	<b>株式会社サクラスほか3名に対する排除命令</b>  平成10年(排)第5号 株式会社サクラス 平成10年(排)第6号 株式会社アーバンウェスト 平成10年(排)第7号 株式会社ジュネス 平成10年(排)第8号 株式会社高貴	<p>痩身効果を標ぼうするいわゆる健康食品の販売に当たり、新聞の折り込みビラ、雑誌広告において、あたかも、格別の食事制限や運動を伴うことなく、容易に、短期間に著しい痩身効果が得られるかのように表示しているが、実際には、格別の食事制限や運動を伴うことなく、容易に、短期間に著しい痩身効果が得られるとは認められないものであった。</p> <p>通信販売するダイエット食品の広告において、            (アーバンウェスト)「●食事制限なし、運動なし、ストレスなしだから健康的にやせる！」等と記載し、            (ジュネス)「ケーキもご飯もステーキもラーメンもお酒も！必要量を食べても飲んでも減量ノン・ストップ」等と記載し、            (高貴)、「ひと晩ごとに目覚めれば体重ダウン！」等と記載し、            (サクラス)「カンタン！食事は今のまま！」等と記載し、            あたかも格別の食事制限や運動を伴うことなく、容易に、短時間に著しい痩身効果が得られるかのように表示しているが、実際には、そのような効果は認められないものであった。</p>

○ 警告（平成16年度以降）

処分年月日	事件名等	事件の概要
平成18年1月12日	株式会社ネイチャーラボ	<p>(株)ネイチャーラボは、</p> <p>① 平成16年11月ころの1か月間「MVPコエンザイムQ10 9000mg」と称するコエンザイムQ10含有食品を一般消費者に販売するに当たり、当該商品の容器に「3粒中主要成分 コエンザイムQ10 300mg」と</p> <p>② 平成16年12月ころから平成17年3月ころまでの間「MVPコエンザイムQ10包接体 9000mg」と称するコエンザイムQ10含有食品を一般消費者に販売するに当たり、当該商品の容器に「3粒中主要成分 コエンザイムQ10包接体 300mg」と</p> <p>それぞれ記載することにより、あたかも、当該商品3粒中には、コエンザイムQ10が300ミリグラム含有されているかのように表示していたが、実際には、当該商品3粒中のコエンザイムQ10の含有量は、約18ミリグラムであった。</p>